

# 令和7年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和7年3月4日（火曜日）午後0時58分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

## 出席委員（6名）

土屋 忠和	委員 長	黒須 俊隆	副委員 長
斉藤 完育	委 員	猪崎 紀人	委 員
上代 和利	委 員	北田 宏彦	委 員

## 出席説明員

参事 (総務課長事務取扱)	田邊 哲也	総務課副課長 兼選挙管理委員会書記長	高橋 和也
総務課主査 兼行政班長	秋田谷 知則	総務課主査 兼人事班長	猪野 一洋
総務課主査 兼情報政策・業務改革推進班長	小倉 博明		
財政課長	森川 裕之	財政課副課長 兼契約管財班長	渡辺 茂行
財政課主査 兼財政班長	加藤岡 大祐	財政課主事	瀬野 直樹
安全対策課長	石井 一正	安全対策課長	内山 貴浩
安全対策課主査 兼生活安全班長	石橋 恭子		

## 事務局職員出席者

議会事務局長	岡部 一男	副主幹	松本 剣児
主任書記	小笠原 勇		

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 委員長あいさつ

### 第3 協議事項

#### (1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 1号 市長、副市長、教育長等の公職者を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第 2号 道の駅についての、パブリックコメントは、市民にリスクの説明をしてから、実施してもらうための陳情

#### (2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第16号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第17号 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第21号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（総務課）
- ・議案第23号 大網白里市入札監視委員会条例の制定について（財政課）
- ・議案第24号 大網白里市犯罪被害者等支援条例の制定について（安全対策課）
- ・議案第26号 契約の締結について（財政課）

### 第4 その他

### 第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後0時58分）

---

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はじめに委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様ご苦勞様です。今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が2件、議案が8件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。なお本日もAI反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いします。

---

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴者はいらっしゃいますか。

（「いません。」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いないようですので次に進みます。

本日の出席委員は、6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎陳情（新規付託案件）の審査

○委員長（土屋忠和委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情第1号、市長、副市長、教育長等の公職者を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいま先ほど、午前中、議員に対する政治倫理条例について、議会内委員会ですかそういう中で議論しているところで、どのようなものを作るかは別として何らかの形で作っていくということは全員協議会でも合意の上、話し合いが続いている中で、これは市長に対する、副市長、教育長まで入れるのかどうかっていうのは議論するところはあるのかもしれないけど、市長に対する、市長、副市長に対する政治倫理条例と議会議員に対する政治倫理条例はやっぱりセットでできることが望ましいことだと思います。

そういう意味で、この間、同様の陳情が、この佐藤さんって陳情者から出て、それで、その中の大きな意見としては、やはり今、議会で議論しているところだから市長に対するものを採択するのはいかなものかとか、もう少し議会の政治倫理条例の行く末を見てから考えてはどうかという意見が大部分の皆さんの意見だったと思うんですが、違うというんだったらぜひ、言って欲しいんですが、そうだとしたら今回も不採択になってしまうわけで、そうすると、なかなか陳情者の言う意図と、結果として不採択になってしまうという、議会側は何もその市長に政治倫理必要ないなんてことは誰も思っ

ないと思うんですよね。何らかの形やっぱり必要だろうと思うし、議会の政治倫理条例と市長の政治倫理条例が、望ましいのは同時に提出されると、さらにその提出されるにあたって、やっぱり千葉市なんかと同じ年度に何か作ってるみたいなんですけど、最終的に、議会側の条例案と市長側の条例案の齟齬がないとかすり合わせとかをしながら、出していくというのが他の自治体の通例だと思うんですよね、そういう意味では一度、ぜひ市側も、市長サイドも検討するようにと、もう我々は、議会サイドではもう検討している、始めてると、もうすでに1回、2回、3回、4回ですか、にわたって検討を始めてこれ、さらに今回からは条例のその内容にまで踏み込んで検討が始まるわけだから、そういう請願の趣旨からいってこれは否定するものではないと思うけれども、ただ、市長の個人的ないろんなものを縛る内容でもあるわけだから、市長サイドに検討させるのが筋で、そこで議会がもう議論を始めているのだから市の側も検討を進めてはいいかという申し入れみたいなものをね、議会サイドからすると、そういう中で例えばこの陳情に対しては一度、継続審査にして、不採択にしたという結果だけをもって間違ったメッセージを送るのではなくね、議会も進めていると、市の側もぜひ進めて欲しいという形の申し入れを何らかの形で、委員会のできるのかどうか、もしできないんだったら議長を通じてする、そんな方向が望ましいんじゃないのかなと、この間、何て言うんですかね、不毛な形でね、不採択だけが続くような形になっているので、余りに陳情者に対して説明が足りない部分が議会にもあるんじゃない、議会の側としてもしっかり考えてるんだと、市長の側にも議会からちゃんと申し入れてるんだっていうことを市民に説明する意味で、今回は継続審査にした上で、市の側も検討を始めるように、場合によっては意見交換も進めてもらえればさらにいいんじゃないかなとは思いますが先のことをいくら言ってもしょうがないので、まずは議会サイドから市の執行部サイドに対して市長サイドに対して申し入れをしてみる、そんなことを提案したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、他の委員の方、意見ありませんでしょうか。

北田委員。

○北田宏彦委員 陳情の趣旨、内容については、これまで陳情いただいている内容と、同じなのかなと思いますが、私非常に気になったのが、市長への手紙を出されたと、それに対する回答が一般職員が勝手に回答したということなんですけど、これ事実だとすれば非常に行政として非常にゆゆしき問題かなと思うんですけど、ちょっと本質とは、ずれるけれども、この点について総務課長もし時間あれば、どういう対応をされてるのか、この記述のと通りの対応であれば、今後何らかの改善を求めたほうがいいのかなと思うし。

○委員長（土屋忠和委員長） ではまず一つ、総務課長をお呼びになってよろしいでしょうか。

○岡部一男議会事務局長 暫時休憩を。

○委員長（土屋忠和委員長） 暫時休憩。

（午後1時08分）

（午後1時10分）

○委員長（土屋忠和委員長） 再開いたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 ちょっと私のね、あれがちょっと出過ぎたのかなと思うけど、今私が指摘した点についてはこれは陳情の趣旨とは直接的にはかかわらないのかなと思いますんで、先ほどの総務課長の見解っていうか対応について伺いたいってのは取り消させていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長）はい。それでは他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 先ほど黒須副委員長がおっしゃられたことは、確かにそういうところもあるのかなと思うんですが、今、議員の政治倫理規定を作ってるところ、全部はちょっと聞くことはできなかったんですけど、まだ本当に最初の方のところでは先例を見ながら、何かこう考えていくというような過程なので、まだまだ時期尚早のような僕は気がするんですね、確かに市長、副市長に同じように政治倫理規定をついていう方向性としては悪くないと思うんですが、まだ議員の方も、まだまだそういう状況なんで、もう少し何て言うのかな方向性が固まってからというか、方向性じゃないな、規定をもう少し固めてから同じようなものを市長、副市長もお願いしたいんでついでに、市長、副市長の意見を聞いたりとかそういう動きが必要なんじゃないかなと、このように思います。

○委員長（土屋忠和委員長）はい。それでは他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 猪崎委員と同じようなところなんですけど、本当に今、一番大事な部分が開かれた公正な市政を実現していく、そのために今私たちは議員の政治倫理のですね精査を始めて、もうやっているところなんですけども、本当に、なんでしょうか議会は、この二元代表制になってるわけですが、先ほど先輩議員もおっしゃってましたけども、決めるのは、そんなもので、本当に二元代表制のもとでするので本当に市長がそのように何とか決めていただいた方がいいのではないのかなというふうには私は思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長）他に。

齊藤委員。

○齊藤完育委員 陳情書を拝見すると総務課行政班からの返事があったということでしたが、仮にこれが市長の見解と同じものとしたときに、市長は特別職の公務員に当たるかと思うんですけども、公務員、その中で公務員倫理法という法律があるかと思うんですが、そういった法律が定められているところも含めた上で、市長のその裁量というところの縛りを法律でされていますよという意味も含まれているのかなというふうに感じています。ただ、皆さんおっしゃっているように、ちょっと副市長、教育長と一緒になるとあれかもしれないんですが、内容というところに関しては、おそらく、今後進めていく必要というのは、検討していく必要があるのかなというふうには思いますので、今申し上げたように、そういった法律で現状あるという中で、議会、議員の今の倫理規定なのか、そういったところも含めて、今後検討していく必要があるかなというふうには考えております。

○委員長（土屋忠和委員長）それでは、皆さん意見を言ったということで、次に討論ですが希望者ありますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この市長、副市長、教育長公職者を対象にした政治倫理条例を制定してもらった陳情の本筋というか内容的には、皆さん否定しないところが多いと思うんですね、本来、陳情とか請願で、例えばその下水道事業を進めて欲しいだとか、その排水を進めて欲しいっていうのは、これは全部その市長の予算をつけて欲しいだとかその事業の大きさとか、事業の拡大をして欲しいだとか、基本的には市長サイド、執行部に大きな権限のあるその内容について、議会に陳情があって、陳情そのものは陳情、請願は、議会を通じてたわけじゃなくて直接、例えば市長に請願をするっていうことも請願権の中で保障されていることで、今回のものっていうのは、政治倫理条例っていう、多少ね何て言うんですか、執行部全体に関わるものではなくて、市長個人に関わってくるものっていう意味で、多少、その他の事業と違う意味合いもあることはあるけれども、ただ、議会に対して請願して、陳情が来たっていうことにおいてはね、議

会として、その陳情の内容、望ましいのか望ましくないのか、きちんと考えて、望ましいんだったら市長が考えればいいんだみたいなことを言ったらね、それは他の下水道だろうかが排水だろうが市長が考えればいいんだっていうことと全く同じなわけですね、これは何ていうんですかね、もうここに書いてありますけど、政治倫理条例を制定している自治体っていうのは、かなりあるわけで、これ見ると300近くあるんですかね、多くの自治体が制定しているわけで、これは例えば本市の大網白里市長が特別、特殊な事情があって、個人で考えて結論を出すとかっていう問題ではなくてね、もう全日本的に、作るのも作らないのも一般的な、その内容だと思えますよね、そうだとしたら、ぜひ市民が市長、再度検討して欲しいと作って欲しいと、この方はそういう形で、何度も市長への手紙でも申し入れ行動に近いようなことをしてるんだと思います。

ところが、何年たっても市長サイドは作らないわけで、この間、市長への手紙と併せて議会に対する陳情というもの、もう来たわけですから、そういう意味では市長個人の問題としてね、市は市で、議会は議会ではなくてね、市として、この条例を作っていること、作ることがふさわしいのかどうかっていうのを、やはり現時点の状況を踏まえて議会もきちんと答えていかないといけないと思うわけです。

そういう意味で、議会はもう結論として、どういうものを、細かい内容は別として、大枠としては、みんなで作っていきましょうという話し合いを進めてるわけですから、市の側に対して、市もぜひ作って欲しいというこの陳情を採択して議会の考え方はこうですよということを市長に示すことは全く差し支えないどころか、むしろ、積極的にやるべきことだと私は思う、先ほど申し上げたとおり、1回継続審議にして議会として申し入れてはどうかという提案をしたんですけど、議会として正式に申し入れをするには、まだ議会、議会議員に対する陳情じゃなくて条例内容がね、まだはっきりしてない部分も多いというご意見もあったわけですから、ここはそういうことだったら継続審議には、なかなかできないということでしたら、しっかりと議会としての、現時点での、こういうものは市の側にも当然、議会の側にも必要だけど市の側にも必要とされる条例ですから検討をぜひ始めて欲しいというメッセージを送る意味で、この陳情を採択していきたいとそういうふうに思うと同時に採択に賛成の討論といたします。

○委員長（土屋忠和委員長）その他意見ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長）では、ないという形で。ただいま、陳情第1号について継続審査をですね、黒須副委員長取り下げましたのでこのまま採択の方に移ります。

意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長）お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長）賛成少数。

よって陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、陳情第1号の審査を終わります。

次に、陳情第2号、道の駅についての、パブリックコメントは、市民にリスクの説明をしてから、実施してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 陳情の趣旨といたしますと、まず道の駅を整備、運営することについてのリスクの説明を市民に行っていただきたいという、そういうことだと思うんですが、

今般、企画政策課の方で、予算計上された令和7年度に民間活力導入の可能性についてコンサルティングを依頼するという、先般、担当課長からの説明がありましたが、そのコンサルティングの中には当然その事業に関するリスクだとかそういうものも入っていると、なおかつ、そのコンサルティングで出た結果を道の駅検討委員会の方に報告してというようなことがありましたので、当然そのリスクについては表面的に議論されるものと思いますので、改めて今の段階で一般市民に対して、まだ具体的に何も決まってない状況の中でリスク説明するってのは、いかがかと考えます。

○委員長（土屋忠和委員長）他の委員の皆様、どうぞ。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） リスクについて説明するのは当然のことで、それは今後はもちろん、コンサル入れてやっていくんだろうと思うしね、様々な設計の過程では当然、当たり前なんですけど、今回の道の駅整備検討委員会で最終報告が出されるわけですよ現時点での。その中で案の中には、例えば近隣に道の駅が全くないみたいな、実際は、茂原でも1,500万も予算がついたわけだし、一宮でも土地まできちんと決まっているっていう状況で、これははっきり言っても問題外っていうかな企画政策課が、たかが電話1本茂原市にね、そういう計画があるのかどうかとか、茂原市のいろんな政策、審議過程のいろんなものを調査していれば、すぐわかるようなことをやっているわけで、このそもそもの整備検討委員会自身が、もう欠陥整備検討委員会でね、猛反省してもらわないといけないと私は思うんですけども、こういうようなリスクとかとは関係なく、こういう正しい情報とかそういう中で、現時点では、そういうのを、状況の中で、これはリスクではないかって考え方もあるし、これはリスクじゃなくて場合によっては、相乗効果でね、そのリスクじゃなくて良い点ではないかって考えることもできると思う。

そういう意味で、この陳情者の言うリスクの説明をしてからっていうことを、より積極的に考え直すと、まずはその正しい情報のもとに議論を進めてもらわないとね、何ていうんですかね、パブリックコメントとったら前回のアンケートの中でもかなり多くの造る必要ないという意見があったんですけども、この道の駅検討委員会の中では座長がそういう意見が多かったっていうふうな発言はしているけれども、造る必要ないとか造ることに後ろ向きな議論、意見に対しての議論というのはなされてないわけですよ、座長が触れたというだけであってね、ちょっとまとまらないですけどリスクの説明してから実施してもらおうというパブリックコメントを実施するというのはもう当たり前のことでやらなきゃいけないことで、それが現時点で近隣の状況を調査すらできていないっていう全くでたらめな中で、この陳情はもう必ずやらなきゃいけないそういう内容だと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長）他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 これはあれですよ、パブリックコメントの前に市民にリスクを説明してからという、そういう陳情だと思んですけど、今この道の駅検討委員会では、サウンディング型市場調査それに今、方向を変えてるっていうように僕はちょっと思ってるんですよ、本来は陳情者の方が言われてるように2月にパブリックコメントの予定だったはずなんですけど、その前に、サウンディング型市場調査の方向に今行って、これ民間を活用しようということですので、方向性が随分また変わってきてるなっていうふうに僕は思うんですね。

おっしゃるとおりパブリックコメント取る時にはリスク、こういうようなリスクもあり、こういうようなメリットもありっていうようなお話をしたののパブリックコメントがやはりいいと思うんですけど、リスクっていうのも、計画とか物事によって、大分変わってきますし、今の段階でリスクっていうのももう本当に、大ざっぱなリスクになってしまいうんで、あんまり意味がないし、パブリックコメントもまだ取るつもりではないよう

に僕は思うんで、もう少しこれ見た方がいいんじゃないかなと、サウンディング型市場調査で、PFIとかそっちの方向を見ているようなことを何かおっしゃってましたから、もう少しこれはちょっと見て、どういう方向性になっていくのか、それで、サウンディングの結果によって方向性ももっとこういう形って、こういうふうに、こういうものをメインにしていくとかっていうふうになって初めてリスクという話になるんではなからうかなと、私はそういうふうに思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長）他の委員の方。

齊藤委員。

○齊藤完育委員 私も猪崎委員と同じような部分が多分にあるんですが、場所が決まっていなかったり、不明確な部分というのがまだまだ多くある中で、やはりリスクも含めてかなりアバウトなものになってくるだろうなというふうに思うと、答申が出されることがあると思いますので、そういったものを状況を見て、待ってというところで、その判断のときに、しっかりと決めていくということがよろしいのではないかなというふうに感じております。

○委員長（土屋忠和委員長）他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 今回の先ほど北田委員もおっしゃってましたけども、2月の補正予算に交流拠点整備検討事業1,000万円、国費を使って調べるわけですよ、調査をすると、その中にも活用する上で財政に与える影響等を調査すると、そのようにございます。

そういう調査もしたいと思いますし、また、第5回まで来て、3月にまた7回目の検討委員会があります、本当に毎回言ってることかと思うんですが、そういう部分をしっかり待ちたいなど、答申を受けながら、また検討できるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長）他に意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長）次に討論ですが希望者ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長）ないですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長）意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長）賛成少数。

よって陳情第2号は不採択と決しました。

以上で陳情第2号の審査を終わります。

---

#### ◎条例等付託議案の審査

○委員長（土屋忠和委員長）これより付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の

給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課入室)

○委員長(土屋忠和委員長) 総務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第15号から議案第17号まで、議案第21号及び議案第22号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) まず、はじめに職員の紹介をさせていただきます。

私の皆様から向かって左隣ですけれども、副課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしくをお願いいたします。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) その反対側、行政班、秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 秋田谷です。よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 人事班の猪野でございます。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 猪野でございます。よろしくをお願いいたします。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 情報政策・業務改革推進班、小倉でございます。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 総務課長の田邊でございます。

よろしくをお願いいたします。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

総務課からは議案5件について説明をさせていただきます。

はじめに議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案でございますが、昨年の人事院勧告を踏まえまして、国家公務員において昇給それと扶養手当等の制度が改正されることとなりました。

本市においても国との均衡を考慮の上、同様の制度を導入しようとするものでございます。

まず概要でございますけれども、大きく分けて三点ございます。

一点目が昇給制度の改正となつてございまして、給料月額刻みの大きい号級構成の行政職8級に對しまして、昇給要件を勤務成績が特に良好な場合ということで制限を設けました。

二点目、扶養手当制度の改正でございます。

現在、扶養手当については配偶者それと子ども分とございまして、そのうちの配偶者の扶養手当については将来的に廃止いたします。

子どもの扶養手当については、1万円、現状1万円でございますけれども1万3,000円に増額するというものでございます。

ただ、この措置については令和8年度をもって今申しましたような金額の改定を行いますけれども、令和7年度に關しましては経過措置といたしまして、まず配偶者については、7級以下の職員に對して3,000円、子どもの分については7級以下等の職位にかか

ならず、1万1,500円の支給という形に調整を行います。

三点目、その他となっておりますけれども、住居手当の支給対象につきまして、現行制度では、自ら居住する住宅を借り受けている職員というふうな文言の規定となっておりますけれども、この部分につきまして、単身赴任手当の支給対象となる職員で、配偶者、この配偶者の中には、事実上の婚姻関係の方も含まれるとなっておりますけれども、その配偶者が居住するための住居を借り入れ、借り受けているものというふうな表現を追加いたします。

施行日につきましては、令和7年4月の1日を予定してございます。

続きまして議案第16号、大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちら、さきの臨時議会の中で、補正予算案ということで費用分につきまして、議会のご承認をいただいたところでございますけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを活用いたしまして、物価高騰の影響を受ける市民の支援、それとコンビニ交付サービスの普及利用促進を目的にいたしまして、コンビニ交付サービスを利用した場合、証明書の手数料を減額するための条例の改正案でございます。

概要でございますけれども、現行、全員協議会で配った資料がお手元があればそちらを見ていただきたいと思いますけれども、現在コンビニ交付サービスで発行している証明書につきましては、住民票の写し以下5件の証明がございます。

これら金額につきましては、現行制度では300円、ないしは450円となっております。

こちらを、改正後は一律100円にしようとするものでございます。

ただし、これはあくまでコンビニ交付サービスを利用した場合のみということでありまして、今までどおり市役所窓口で来庁される方々に対して、こういったサービスをする場合には、従来この表に載っている300円、450円の手数料を同様に徴収しようという形になります。

あくまで、この条例は、コンビニ交付の場合のみを想定した改正というものでございます。

実施期間につきましては、令和7年4月1日から1年間、令和8年3月31日までを予定してございまして、施行日につきましてもこれに合わせて、令和7年4月1日としているところでございます。

続きまして議案第17号、大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも国の人勸の絡みでございますけれども、国家公務員におきまして仕事と生活の両立支援の拡充、こういったものが近年、充実するようになってまいりました。

これを踏まえまして、本市においても同様の措置を講じるとともに、新たに本市独自の制度でございますけれども、週休日の振替について柔軟な対応ができるよう改正を行おうとするものでございます。

改正の概要といたしまして、まず、仕事と生活の両立支援の拡充関係でございます。

一点目、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大でございます。

小さなお子さんがある職員につきましては、時間外もしくは休日等の超過勤務につきましては、本人の申し出により免除することができるという制度がございますけれども、現行の制度では、その対象となる子どもは3歳未満の子ということで年齢に限りがございます。

この年齢の部分、現状3歳を小学校就学前までに拡大しようとするものが一つ目の案件でございます。

それと合わせまして、仕事と介護の両立支援を利用しやすい勤務環境の整備でございます。

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知や意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期周知、相談窓口の設置等、職場環境の整備について

新たに条例に規定するというものでございます。

介護の関係につきましては、すでに市の制度の中で休暇を取れるという制度がございますけれども、これらの制度のですね、周知をより一層、職員に対して執行部として図るようというのがこの条例の趣旨でございます。

それと、新たに相談窓口と、この相談窓口は総務課という形になりますけれども、相談窓口を設置いたしまして、そういった介護が必要となる職員の相談に対して適切なアドバイスをするように条例の中で規定するものでございます。

それとあと一点、週休日の振替に係る振り替え時間の柔軟化でございます。

こちらは先ほど申しましたように、人勤とは関係なく市独自の制度でございます。

現在週休日の振替につきましては、1日または4時間という条件のもと振替を行ってまいりました。

ただ、実際この休日に出勤した場合ですね、8時半から5時15分まで、これが基本1日の単位でございますけれども、必ずしもこの時間どおりにならない仕事というのが、休日の場合にはございます、むしろ合わない方が多い、例えば何かしらのイベントであるとか、そういったものをイメージしていただければよかろうかと思っておりますけれども、そういう状況でございまして、現状の中で振替を行うとしてもですね、なかなかうまく具合に振替が進まないという状況がございました。

これをより柔軟に対応するというので、休日、週休日の振替につきまして、1時間以上15分単位刻みでの振替ができるようにしようとするものでございます。

こちら今、申しました、各改正につきまして、すべて施行日については、令和7年4月1日を予定してございます。

続きまして議案第21号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という法律がございまして、これが一部改正されたことによりまして市の条例の中で条ずれが生じました。

この条ずれの部分について、法律とのずれを解消しようということを目的に改正するものでございます。

続きまして議案第22号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

こちら国との法律の関係でございまして、刑法等の一部を改正する法律が施行されまして、懲役それと禁錮という刑がですね、改正後には、拘禁刑という表現に一本化されることになりました。

現在、本市の条例の中で懲役あるいは禁錮という表現を使っている部分があるものが、懲役という言葉を用いているのが4条例ございます、それと禁錮という言葉を用いているのが2条例ございます、これらにつきまして計6条例、先ほどの表現の部分を拘禁刑に統一しようとするものでございます。

こちら施行日でございまして、刑法等の一部改正の施行日と同様、令和7年6月1日にしようとするものでございます。

以上で総務課からの説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（土屋忠和委員長）ご苦労さまでした。

ただいま説明のありました内容についてご質問等あればお願いたします。

なお、その際は議案番号をお示ください。

どうぞ。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長）いくつかあるんですが、まずはじめ第15号。

8級の方の刻みが大きいというお話でこういうふうな改正をすると大体わかったんで

すけれども、この具体的に平均的な8級職っていうのは、どういう年齢とか大体どのくらいの方で、本市で何人いるのか、本市のその8級の方のうち配偶者手当、扶養手当と子の扶養手当それぞれ支給状況についてまずはお聞かせください。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず本市の8級職の人数等でございますが、8級職、役職で申し上げますと参事職となります。

令和6年度で申し上げますと参事は全部で4名となります。

年齢については、前後55歳以上の職員となります。

続いて参事職の中で扶養手当等受給している職員でございますが、申し訳ございません、ちょっと参事職に限った職員で実際の受給状況に関する資料、ちょっと持ち合わせておりません申し訳ございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 具体的な支給状況は持ち合わせてないということなので結構です。55歳以上ということなのでね、多くの方は、だいぶ子育ても終わってんのかなもしれないし、ぎりぎり仮に子育てがあるとしたらもうだいぶ上の年齢の子どもなのかなって気もしますしね、配偶者手当は6,500円廃止すると、子どもの扶養手当は3,000円増額するっていうことで結果として、この手当の改正に関しては差し引きじゃないし、どこまで支給対象かにもよるんですけど少なくなるんだろうなあという感じがするので参事くらいまで給料もらってれば、このくらいの手当廃止してもいいかなというふうには思いますが、この昇給制度で勤務成績が特に良好な場合、昇給するっていうふうにはしているのは、これは具体的に勤務成績が特に良好ってのは何を指していて、誰が決定するのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 勤務成績につきましては、全職員を対象に毎年人事評価というものを実施しております。

その人事評価、評価者でございますが、参事職につきましては一次評価を副市長、二次評価を市長が行っております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これ要は7級から8級にするにあたっての、その昇給でいいんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 7級から8級に上がるっていうのは昇格という言い方をしまして昇給につきましては、8級の中で、今年は8級の何号給っていうものがあってそれが翌年、何号給に上がるか、または上がらないかというような形を評価する上で8級職につきましては人事評価の結果が、特に勤務成績が特に良好な場合に限り、次の号給に上がっていくという形に改正されるものでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 8級職に対応する号は、何号から何号くらい何段階に分かれているのか、今まではその号は1号、2号、3号とか何か号は自動的に上がっていたのかどうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず、今回の改正で令和7年度から適用される給料表につきましては8級につきましては、号給は9段階、8の1号給から8の9号給までとなります、次に今までの昇給の制度でございますが、これまでににつきましては、勤務成績が特に良好ではなく、いわゆる良好ですね勤務成績5段階ありましてその3段階目ですね、良好だった場合に4号給昇給するというのが原則となっております。

ただし、現在でも55歳以上の職員につきましては、今説明申し上げました8級の改正後の8級の昇給の方法と同じ、55歳以上につきましては、特に勤務成績が良好な場合に限り昇給を今までもしていたんですけれども、8級に限り、年齢55歳以上か以下かにかかわらず8級の職位についてのもにつきましては、勤務成績が特に良好な場合のみ昇給するという形に改正されるものでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ということは基本的に総じて昇給のハードルが上がったということ、例えば8級に関して言えば、市長、副市長が評価を決めるというそういうことでよろしいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 おっしゃるとおり、まず昇給のハードルにつきましては8級職につきましては、今までだったら良好という成績で55歳以下だった場合には昇級していたものが昇給しなくなる形になりますので昇級のハードルが上がる形になります、評価者につきましては、参事職8級職につきましては、一次評価が副市長、二次評価が市長になりますので最終的には市長が評価するという形になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 次に、議案16号について、これ、国の補助金でやるんじゃないかと思うんですけど、近隣自治体もみんなやってるんですかね、その状況がもしわかれば教えてください。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 申し訳ございません。近隣自治体の状況は把握してはございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 今の部分は発言を訂正させていただきます。近隣市の状況でございますけど、まず、お隣東金市については値引きは実施しておりません。

郡内いきますと山武市、横芝光町がですねそれぞれ設定された手数料から100円引き。芝山町が50円引きという形になっておりますので、本市のように一律100円にするという自治体については郡内ではないというような状況になっております。

千葉市は50円引きになってるようです。

（「茂原は」と呼ぶ者あり）

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 茂原は、すいません、説明が漏れてまして値引きはされていないという形になってます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

次に議案17号について質問したいんですが、現状の対象者と免除の対象者と実際の申し出者の状況についてわかれば教えてください。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 実際の対象者については、すいません数字としては把握してないんですけれども、現時点で実際にこの超過勤務の免除の申請をしている職員はおりません。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 拡大するのはいいことだと思いますが、もう就学前じゃなくてね、少なくとも小学生の間ぐらい、12歳までぜひ拡大してもらいたいという

くらい思うんですけど、問題は現時点でその申し出者がいないってことは、これはこの今回、改正の概要のイこそが重要になってくるんじゃないのかなというふうにアイウエのイですよ、非常によくない勤務環境なんじゃないのかっていうことが想定されてね、これはぜひしっかりと頑張っておきたいなというふうに思います。

21は特になくて22で、午前中、同僚議員が質問してましたけれども懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に変わるにあたって、今まで禁錮刑、禁錮刑ってのはおそらく政治犯だとか交通犯とかそういう感じで、労働が課されていない場合、禁錮刑だったんだと思うんですが、今後、交通事故を起こした方とかで拘禁刑になった人とか政治犯だとかそういう人たちが皆その拘禁刑として懲役に相当するような労働が全員科されるようになるのでしょうか、それちょっとお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 実際の運用については、こちらで対応するところではございませんけれども、国からの報告等によりますとですね、受刑者の個々の状況に応じまして、労役を科すのか科さないのか、そういったものを一件一件ケースバイケースで判断するというふうに聞いておりますので、一律に懲役にということはないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 本市の場合に関係するのは実際の条例改正でアイウエって懲役が四つあって禁錮が二つあったわけですけど、懲役刑に関して言えば拘禁ということだから同じ状況か場合によっては軽くなるというか、かつてね、例えば禁錮刑の人はこのアイウエには該当しないわけですよ、ところが、今度は禁錮刑の人も該当する、事実上、旧禁錮刑の人も該当するようになるということで条例の罰則が重くなるってことですよ、一方（2）の方は、今度は、こっちは禁錮以上だから変わらないわけですよ、この辺りの整合性というか（1）のアイウエは重くなることについて担当課としてどういうふうに考えたんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 今のご質問に対してなんですけれども、実際今まで禁錮刑扱いになっていたケースが懲役の扱いになるってところを見ると、黒須議員がおっしゃるとおり重くなるというふうな言い方ができるかと思えますけれども、ただ今回の国の制度の改正自体は懲役と禁錮のそれぞれの刑の軽重というものを一旦脇に置いてっていうふうな言い方はよろしくないのかもしれないんですけども、そこをある程度均一化した上で個々の受刑者ごとに適正となる刑を科するというふうな扱いになりますので、いわばこの拘禁刑の改正に伴いまして禁錮と懲役が位置付けとしてはイコールに近いものになるのかなというふうに考えております。

ですので、先ほどのアイウエの4条例、今までの感覚でいえば重くなるという形になるんですけども、実態としてはそうとも言い切れないのかなというふうに思っておりますので、この部分についての何らの配慮等については、今のところ総務課としては予定してございません。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 基本的には、国の法律の改正に基づいて名前を変えるんですけども、市の条例で何ら議論がない中で重くするっていうのはいかがなものかなという、整理できていないなって感じはしていますけれども結構です、終わります。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかにありませんか。

上代委員。

○上代和利委員 すいませんちょっと教えてください。

議案15号です、この大網白里市企業職員、この企業職員の総数というか、何名ぐらいいらっしゃるのか、わかる範囲で、あとこれに改正に伴って、どのぐらいの費用っていうか、概算のシミュレーションとか何かされてるんでしょうかねどのぐらいかかるんでしょうか、わかれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず、公営企業職員でございますが、本市で公営企業法を全部適用している会計が公営企業という形になりますので本市ではガス事業課と下水道課になります、それぞれの職員数はちょっと正確ではないんですけども、両方とも12、3名程度だったと認識しておりますので、合計で26、7名程度が公営企業職員となるかと思えます。

続きまして、制度改正による費用面の影響でございますが、金額ベースではなくて人数ベースでちょっと集計したものになるんですけども、扶養手当につきまして、扶養手当を受給している職員がですね直近の先月の2月の給与支給ベースで198名おります、何らかの扶養手当、そのうち今回の改正で減額になる配偶者を扶養対象に扶養手当を受給している職員が68名、一方で増額となる扶養している職員数が152名おります。

それぞれの金額幅で言いますと、配偶者の手当が減る額の方が、いわゆる単価で見ると高いんですが、受給対象となるのが配偶者より子の方が多く関係で、手当の総額としては令和6年度、令和7年度が対象の扶養家族に異動がないものと仮定すると増額になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 その辺で、ありがとうございます。

もう一点教えていただきたいのが、この議案17号なんですけど、市独自の（2）番なんですけど、今まで何ですかこれ1日4時間しか振替はできなかったんですかね、今度、1時間以上15分単位の振替ができる、いろんな事情もありますからね、あれなんですけども、例えば今5時15分で退庁して今日は5時で帰りますとか、そんなふうなニュアンスなんですとかこれ、1時間以上15分未満ってのは、どのようなお仕事のあれが、スケジュールなんていうんでしょうかねタイムスケジュールなんですかね、2時間前に帰るとか、2時間ならいいのかな、1時間以上15分、1時間早く帰るとか2時間以上早く帰るとか、そういうことはいいんですよ。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野主査。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 今回の提案させていただいている週休日の振替につきましては、あくまでも、とある土曜日とか日曜日、週休日に出勤した時に代わりに平日に休暇を取る場合に何時間の単位で取得できるかというものが、今までは丸一日、休日に出た分、丸一日、平日に休むというパターンか、休日勤務した4時間を平日の4時間に振り替えるという2パターンしかなかったのが、これが1時間以上15分単位という形で、より柔軟な振替の単位とすることによって、例えば休日に5時間出勤したとする、そうすると、今まではその振替になじまなかったんですけども、それを代わりに平日の5時間ですので、基本的には休日に出た時間と平日の時間が基本的に対になると考えてますので、例えば、休日に8時半に出勤して午後2時に勤務が終わったとしたら、その代わりに振替として平日の8時半っていう形に取得できるような柔軟化を図りたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方、いらっしゃいますか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 議案16、こちらは基本的に目的としてはあれですよ、コンビニの交付を促進しようということだと思っんですが、これは数とかパーセントとかの目標値っていうのはあるんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 本市のコンビニ交付につきましては、昨年12月2日からサービスが始まったところでございます。

コンビニ交付の開始にあたりまして提出した議案の説明においては概ね20パーセント程度を見込むというようなご説明をさせていただいたかと思っておりますけれども平成6年の12月のコンビニ交付の交付率につきましては16パーセント、平成7年1月の交付率については18パーセントということで、概ね目標値である20パーセントに近いところで推移をしてきているというふうな形で市民課の方からは伺っております。

昨年度につきましては手数料がすべて100円になるということで大幅な値引きという形になりますので交付率については3割から4割程度、活用していただいてコンビニ交付の便利さをですね実感していただければというふうに考えているという形で伺っております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 あれですよ、令和ですよ。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 令和です。すいません。

○猪崎紀人委員 18パーセント、それでこれは、今後、今100円でやって8月31日まで100円でまた続けるわけですよ、4月1日からか、3月ですよ、1年間続けるんですよ、それに対してはどれくらいを見込むとか、目標とか、いわゆるこう効果測定をどうやってやるのかなと思って、このお金を使って、これをやったことが全部終わってから、これが正しかったのかそれとも少なかったのか、もしその目標数値より少ないようであれば、途中どういうふうにてこ入れをするのか、そういうことを聞いたかったんで目標値というお話をしたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） お答えいたします。

目標というふうなお話だったんですけども、今回5つの証明のうちに、いくつか5つの証明関係がありますけれども、このうち戸籍の証明につきましては約2,800件、それ以外について約14,000件を見込んでおります、目標と言っているかと思っておりますけれども。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

これ、現状どれくらいかかってわかりますか。すいません。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 現状ですけれども、すいません、何日現在っていうデータではないんですけども、現在窓口で2,500程度、コンビニについては570程度、合計いたしまして3,100ぐらいが実態となっております、全体としてですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

随分大きな目標のように感じるんですけど、それがあれでしたら、わかりました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので総務課の皆さんご苦労さまでございました。

退席いただいて結構です。

(総務課退室)

○委員長(土屋忠和委員長) 次に、議案第23号、大網白里市入札監視委員会条例の制定について、議案第26号、契約の締結についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

○委員長(土屋忠和委員長) 暫時休憩をいたします。

(午後2時15分)

---

(午後2時15分)

○委員長(土屋忠和委員長) 再開いたします。

財政課を入室させてください。

(財政課入室)

○委員長(土屋忠和委員長) 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託のあった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用をお願いします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第23号及び議案第26号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

はい課長。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは、皆様から向かって私の右隣が、契約管財班長の渡辺でございます。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 次に私の左隣が財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 なお課員1名を補助員として同席させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

最後に私、課長の森川でございます、どうぞよろしくお願い申し上げます。以後は着座にて失礼いたします。

○委員長(土屋忠和委員長) どうぞ。

森川課長。

○森川裕之財政課長 それでは去る2月13日に開催されました全員協議会でお配りした資料に沿って、議案番号順にご説明申し上げます。

はじめに議案第23号、大網白里市入札監視委員会条例の制定についてをご説明いたします。

議案第23号説明資料をご覧ください。

1の制定の趣旨でございますが、入札及び契約手続きの公正性及び透明性の確保を図るため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として大網白里市入札監視委員会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

2、条例の内容でございますが、抜粋してお示ししております。

はじめに(1)委員会の所掌事務、これを第2条で規定しております。

アとしまして、市から発注した契約に関わる入札及び契約手続きの運用状況等について、市長から報告を受けること、イ、委員会が抽出した契約の一般競争入札に関わる入札参加資格の設定理由、指名競争入札に関わる指名の理由等について、審議すること、

ウ、入札及び契約手続きの改善すべき事項について、市長に意見を述べること、エ、入札及び契約における手続等に係る再苦情の申し立てについて、審議すること。

次に(2)委員会の組織について第3条及び第4条に規定をしております。

アとしまして、定数3人、こちら学識経験者でございます、イ、任期2年としております。

次に(3)委員会の会議の運営方法を第5条に規定しており、委員会の会議は公開を原則とし、委員会の議事の概要を公表するといたしました。

3、施行日ですけれども、令和7年4月1日としております。

4、他市町の状況でございますが、千葉県内における入札監視委員会に関わる条例等の制定状況を調べましたところ、14市が設置してございました。

以上が議案第23号の説明となります。

続いて、26号もよろしいですか。

○委員長(土屋忠和委員長) お願いいたします。

○森川裕之財政課長 それでは次に議案第26号、契約の締結についてをご説明いたします。議案第26号の説明資料をご覧いただきたいと思っております。

1の件名ですけれども、大網白里市庁舎整備改修工事(耐震エレベーター棟増築工事)でございます。

2、場所、大網白里市大網115番地2。

3、参加業者、1業者でございました。

入札の状況でございますが、参加業者は古谷建設株式会社。

所在地は千葉県山武郡横芝光町栗山3,195番地の1。

入札額は税抜きで5億9,400万円となり、同社が落札いたしました。

予定価格は税抜きで5億9,490万円、調査基準価格は税抜きで5億3,541万円でございますので、調査価格を下回った入札ではございませんでした。

落札率は99.85パーセントでございます。

4、入札日等でございます、令和7年1月27日、月曜日、午前10時に開札を行いました。

場所は、大網白里市中央公民館2階の講義室でございます。

5の契約の方法ですけれども制限付一般競争入札でございます。

6、契約金額ですけれども、税込みで6億5,340万円となっております。

7、契約相手方でございますが、千葉県山武郡横芝光町栗山3,195番地の1古谷建設株式会社、代表取締役、古谷秀一でございます。

次に、大網白里市庁舎整備改修工事(耐震・エレベーター棟増築工事)の概要書をご覧ください。

3の工期でございますが、議決日の翌日から令和9年6月30日までとしております。

4の工事概要でございますが、まず建物の改修としまして大網白里市庁舎でございますが、構造規模は鉄筋コンクリート造の3階建てでございます、建築面積は1,634.45平方メートル、延べ面積は2,863.55平方メートルでございます。

改修内容でございますが、耐震改修については、鉄骨ブレース補強、袖壁補強、梁増打ち補強を行います。

建築改修につきましては、屋上防水改修、内部改修、外壁改修を行います。

新築の内容でございますが、エレベーター棟及び車庫棟を新築いたします。

その他、電気設備改修、機械設備改修を行います。

5の主な入札参加資格要件でございますけれども(1)として、建設一式工事において、本市の格付等級がAである者、(2)としまして、建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者、(3)としまして、監理技術者資格証を有する技術者を、本工事に専任で配置できる者、(4)としまして、国又は地方公共団体が発注し、延床面積が2,500平方メートル以上の完成、引渡しの済んだ公共建物の耐震工事を元請で施工した実績を有

する者、(5)としまして、過去2年以内に契約不履行を理由に国又は地方公共団体から契約を解除されたことがない者としておりました。

以上が議案第26号の説明となります。

当課が所管する議案は以上の2件となります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

なお、その際は議案番号をお示しください。

どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方から議案23号について、この入札監視委員会の条例を作るということなんだけども、ちょうどねこの鑑の中段あたり、委員会の組織という項目があるんですが、定数が3人で学識経験者がこれに当たるということなんなんですが、この学識経験者っての具体的にどういう経歴の方だとか、どういう資格を持ってる方を想定しているのか、この委員会の組織自体は市長が任命するのちょっとその辺について説明お願ひします。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まず委員の3人の構成ですけれども、現状としましては、1人が大学教授、1人が税理士、もう1人が行政書士ということで考えて進めているところでございます、それとこれは市長が委嘱をし、2年の任期っていう委員になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 今、回答いただいたことが一般的に適切なんですかね、私思うに、例えば、もうちょっと建築について詳しい方だとか、そういう意味での資格を持った方あるいは弁護士、法的解釈だとかそういうものについて精通されてる方、大学教授も、法律だとか建築だとかを専門にされてる方であれば、それに近いものはあるのかもしれないけれども、行政書士だとか、どうなの行政書士ってのは、これ、例えば今、地方公務員とか長く経験されてると、多少、簡単な審査等で資格が取れたりもするんだけど、こういう方が適切なのかっていう、もうちょっとその辺よく精査された方がいいんじゃないかなと、せっかくこういう組織を立ち上げるということであれば、効果のあるものとなるように組織していただきたいと思います。

私は以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私も北田委員と同じで、税理士ってのはまずね公認会計士じゃなきゃ駄目だろうって思うし、行政書士なんて問題外ですよこれ有識者だとは思えないですよ、それで公認会計士だとか、例えば弁護士だったら場合によっては弁護士会とかに誰か若手で報酬安くても来てくれる人、依頼するとかできると思うんですけど、これ、なんて言うんですかね、例えば大学教授とかどうやって募集するんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 大学教授につきましては、この委員につきましては、やはり専門的などころが必要というところもありますけれども、必ずしも一般的な考えのもとということもございますし、基本的にはですね他市町村の委員の選出を参考にさせていただいたところではあるんですけども、大学の教授につきましてはですね、経済学部とかそういうか関連のあるところの方ではと思います。

あと税理士、行政書士につきましても一般的に考えるというところと考えております。

大学教授の選出の仕方につきましては、城西国際大学の方に推薦の方の依頼をしまして学部とかをある程度やらせていただいた中で推薦の依頼をさせていただくというふう

に考えております。

(「経済学部あった」と呼ぶ者あり)

- 渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 経営情報学部総合経営学科です。すいません失礼しました。
- 副委員長(黒須俊隆副委員長) 人選についてまでを縛るようなきつと条例ではないんだらうと思うんですよね、内容は運用で決めるんですか、それとも規則とかで決めるんですかその大学教授にするとか。
- 委員長(土屋忠和委員長) 森川課長。
- 森川裕之財政課長 あくまでも学識経験者を3名選出するってことなので、そこはこういう生業の方っていうのは縛るつもりはないんですけども、この人選に関しましては、県内の他市町の状況とかを確認をしまして、先ほどちょっと委員からお話あったんですけど、なかなか弁護士さんって、この9,000円という報酬でっていうのはなかなか難しいってところがありまして、我々としては、他見てますと、税理士さんだったりとか公認会計士さんだったりとかっていうのが、例として、かなり県内でも多いってところで、そういう人選でいきたいなと考えたところなんですけれども。
- 委員長(土屋忠和委員長) 黒須副委員長。
- 副委員長(黒須俊隆副委員長) 9,000円は日当9,000円って書いて日額9,000って書いてありますけど、費用弁償は出るんですか。
- 委員長(土屋忠和委員長) 森川課長。
- 森川裕之財政課長 これ旅費も込みの価格でございます。
- 委員長(土屋忠和委員長) 黒須副委員長。
- 副委員長(黒須俊隆副委員長) そうは言ってもねすぐそこにスリーアイランドビルに弁護士事務所もできてね、実際、日額つつたって2時間くらいなんだから2時間9,000円だったら、弁護士の相談は30分5,000円ってのが基本だからね、30分5,000円よりは安いけど、2時間9,000円くらいだったら、もしかしたら、そこの弁護士も、あと市内の引退弁護士っていうか、いっぱいいるしね、あと、千葉県登録してなくて東京登録してる、人もいっぱいいるし、ぜひ、有識者についてはもうちょっと人選考えて欲しいなっていうふうに思います。  
26号について質問しますが、入札参加資格要件、主なということなんですけど、この会社は、ちょっと前の山武談合の主犯格だったんだけど、過去、例えば何年以内に公正取引委員会から摘発受けたとか、談合したとかそういうのも入ってるんですか資格要件。
- 委員長(土屋忠和委員長) 渡辺副課長。
- 渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 入っております。  
基本的なところとして、停止をされてるところだとかっていうのは、もう基本的なところとしてありまして、その他に今回の工事において特別に定める要件として、この5番の主なというふうになっております。  
以上です。
- 委員長(土屋忠和委員長) 黒須副委員長。
- 副委員長(黒須俊隆副委員長) 私としては東日本大震災の公共事業を丸ごと、この山武談合でしかもこの古谷建設ってのが、そのほとんどを談合した極悪企業なわけですよ。  
こういうところに関しては、10年間停止とか入札停止くらいの措置を本来必要だっていうふうに思ってるんですけど今さら言ってもしょうがないわけで法律に基づいて入札が完了したということなんですけど、ぜひこれ、基本的なこととかではなくて、地域の実情に合わせて極悪な企業を、やっぱり入札に参加させないっていう縛りは必要だっていうふうに思います、一言申し上げておきます。
- 委員長(土屋忠和委員長) 他にありませんか。  
北田委員。
- 北田宏彦委員 今の26号の関連なんですけども、前回、総務常任委員会あるいは本会議

でも契約の締結について否決をされた経緯があるんですが、今回、調査基準価格ってのは、やはり非公表で行ったのか、ちょっとその入札のやり方についてどうだったのか教えていただけますか。

○委員長（土屋忠和委員長） 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 入札の方式につきましては前回と同様に事前審査型という内容になっております、低入札価格調査制度ということで、今回も調査基準価格というのは非公表で予定価格については公表しております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 それから、入札参加者は1事業者であったということなんだけど、前回、もっと複数の業者が参加されて、低入札に引っかかって失格になったりだとか、いろんな形態があったと思うんだけど、今回1業者しか参加しなかったその理由、本来、前回落札した事業者はともかく、2番手3番手4番手の業者ってのがいたわけなんで、彼らがなんでこの中に入ってこなかったのかってのが私ちょっと不思議なんだけども、その辺について何かしら財政課長の見解を伺いたいんですけど。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 これは我々が落札しました古谷建設の営業の方からちょっと聞き取りした内容なんですけれども、やっぱりこの工事そのものがやっぱ3カ年にわたる工事であるということで、やっぱりこのところの労務費でしたり物価高騰による資材の高騰、こういうものもありまして、なかなかちょっと長期にわたる工事に着手するところのリスクっていうのが考慮しないといけないということで、結果として落札率が結構高かったんですけども、それもですね、やはりこの金額でやらなかったらもうしょうがないかなっていうところもあって、この金額で入札されたということもお話としてありましたので、我々としては、どこもやっぱりそういうところのリスクをなかなか取れなかったために入札に参加されなかったところが増えたのかなというふうに推察しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 そうですね、財政課長の今お話あったように、まさにそのとおりでと思います。だから、今後の入札においても、いろんな市況の変化の状況だとか、そういうものを当然考慮しながら、今回は事業のボリュームを1期2期と合わせた形で大きくして行ったから3カ年にわたるといふふうになったんだけど、またそれを期間短くするように工夫するっていうのも、今回の事業でなくだよ、随時、市況の動向とかによってね、しっかりと考えていただければ市のメリットになってくると思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので財政課の皆さんご苦労さまでございました。

退席いただいて結構です。

（財政課退室）

○委員長（土屋忠和委員長） 最後に、議案第24号、大網白里市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

安全対策課を入室させてください。

（安全対策課入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 安全対策課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求め

てから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第24号の説明をお願いいたします。

石井課長。

○石井一正安全対策課長 安全対策課でございます。

はじめに本日の出席職員を紹介させていただきます。

私の右手側が副課長の内山です。

○内山貴浩安全対策課副課長 内山です。よろしくお願いします。

○石井一正安全対策課長 私の左手側が生活安全班長の石橋です。

○石橋恭子安全対策課主査兼生活安全班長 石橋です。よろしくお願いします。

○石井一正安全対策課長 最後に私、課長の石井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 着座で結構です。

○石井一正安全対策課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第24号、大網白里市犯罪被害者等支援条例の制定について、お手持ちの資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、策定の趣旨でございます。

犯罪被害者等の支援に関し、基本的理念及び支援の基本となる事項を定めることにより、市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものです。

次に条例の内容でございます。（1）基本理念、第3条です。犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、二次的被害及び再被害の発生防止に配慮しながら、適切に途切れることなく行われる。（2）市の責務、第4条、市は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、実施する。（3）見舞金の支給、第8条になります。市は、警察への被害届等で確認できた犯罪行為により死亡、若しくは障害を受けた者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。アとして傷害見舞金5万円又は10万円、イ、遺族見舞金30万円。（4）転居費用の助成、第17条です。見舞金の支給を受けることができる者のうち、犯罪行為の被害の影響により転居をした場合、最初の転居に限り、転居に要した費用を助成いたします。

次に施行日でございます。令和7年4月1日を予定しております。

次に他市町村の状況でございます。県内における犯罪被害者等支援条例の制定状況は、15市町となります。記載のとおり令和5年度以前が、成田市、鎌ヶ谷市、四街道市、印西市、神崎町、多古町、あと千葉県も含まれます。令和6年度、今年度からは9市町が施行しております。千葉市、松戸市、柏市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、芝山町、横芝光町となります。

以上が議案第24号、大網白里市犯罪被害者等支援条例の制定についての説明となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第24号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 珍しく先進的な取り組みをしてるなと思うんですけども、まだ近隣でそんなにやってないのに、お尋ねしたいのが条例の内容の（4）転居費用の助成ということなんですけど、転居に要した費用を助成するとなってるんですけど、これは特に金額の定めとかがないようなんですけどこれについては、どうなんですか。

- 委員長（土屋忠和委員長） 石井課長。
- 石井一正安全対策課長 こちらの転居の方はですね、規則の中で定めておりました5万円、条例の中ですいません、18条の中で定めておりました5万円となります、5万円を限度とするということになります。
- 以上です。
- 北田宏彦委員 わかりました。
- これは、なんだろう、法務省なのか警察なのか、どこからかから、こういう取り組みについて、ぜひ、地方自治体でも取り組んでいただきたいというそういう要請に基づいての取り組みなのか、それとも自発的に思いついて課長が市長これやりましようってなったのかな、その辺どうなのでしょう。
- 委員長（土屋忠和委員長） 石井課長。
- 石井一正安全対策課長 令和5年度に私が安全対策課に来たんですけども、その時に一部こういうような話が山武警察署管内で取り組んでました。
- そういうことで情報を聞きまして、その時に本市は東金警察署管内になりますので、東金警察署管内でも取り組んでいきたいんだという話を警察とかから聞きまして、取り組み方としては当然ながら管轄の市町なので、東金市、九十九里町、本市ということで制定をしようということで行ったという次第です。
- 以上です。
- 委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。
- 北田宏彦委員 犯罪被害者という対象なんですけども、これについては市の方からお金を見舞金という形で支給するわけなんですけど、犯罪の被害者であって住所であるとか氏名であるとか、そういうものが特定されないようにしなければいけないと思うんですけども、これについてはどういうふうに対応されるお考えですか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 石井課長。
- 石井一正安全対策課長 多分、当然ながら私どもが最初にそのことを知ってというよりも警察の方で、そういう事件なり案件を把握されるのかなと思います。
- 流れ的には多分そういうところで、警察の方から、もしかしたら住んでいる市町で、そういう制度があるかもしれないからってということで窓口に来られて相談があるかなと思いますので、当然それを確認するということになりますので、流れ的には所轄の警察署の方に情報提供照会をするような形をとって確認するというので当然、個人情報等もありますので、その辺は慎重に取り扱わなきゃいけないところだと思いますけども、あるいは先にですね、もしかしたら市の方ですね、県が今そういう制度やっていますので、来るかもしれないということもありますので、その場合は市の方から逆に警察の方に申請をして確認して、個人情報を遵守しながら事務を進めていくというような形になると考えております。
- 以上です。
- 委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。
- 北田宏彦委員 当然役所からお金ね、見舞金という形で支出するわけなんで、個人であれ法人であれ対象者が明確でなければいけないなと思うんですけど、だから、その辺、逆に個人情報との兼ね合いで適切に扱うようにしていただきたいなというそういうことなんで、何かしらよく考えて、第三者に漏れたりだとか、役所の中でもやはりしっかりとごく一部の方が、そういう氏名だとか住所だとかについて知り得る形にしてあげないと、本来の目的、この5万、30万もらったところでなく、二次被害にも繋がらなくなってしまうんでね、その辺十分留意していただきたいなと思います。
- 以上です。
- 委員長（土屋忠和委員長） はい他の方。黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 私も北田委員の言うことはもっともだと思いますし、さらにその犯罪被害の認定も難しいんじゃないかと思うんです。

例えば、東金だって暴力団の事件なんていっぱいあるんだろうと思うんだけど、そういう暴力団抗争で死亡者が出てその人にお見舞い金行っちゃっていいのかどうかとかね、そういうのもまた、細かいところ出てくるんだろうなと思うんで、その辺のところはきっと前例がきつとあるんで、しっかりやっていただければいいと思うんですけど、ちなみに今申し上げたとおり東金はなんかそういう大きな犯罪が多いような感じがしていて、一方、大綱は結構そういう犯罪少ないんじゃないかなって思ってますけど、この間、東金管内で取り組もうという中では実際、対象犯罪事件ってのはどのくらいだっというふうに東金署は言ってるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石井課長。

○石井一正安全対策課長 この条例の説明にあたって、東金警察署の方にも聞いたんですけども、具体的にはちょっとお教えできないというような回答でした。

千葉県内というのであればですね、実績としては昨年12月時点で見舞い金を15件払ってます、相談等は9件ほどあるということで伺ってますけども、どんな、そういう該当するような事案ってあるんでしょうかというような話をしたところ実際にはあったときには照会をかけて教えてくれるんでしょうけども、警察の回答としては先ほど申し上げたような回答でありました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他にありませんか。猪崎委員。

○猪崎紀人委員 転居のところなんですけど、これは、ごめんなさいちゃんと読めてないのかもしれないんですけど、ストーカーとかっていうのは対象外になっちゃうんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石井課長。

○石井一正安全対策課長 基本的には、何ですかね、傷害事件とか殺人事件というような形になりますので、そういうのが主とは考えております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。そうですね、転居が本当に必要になるのは僕はストーカーが今非常に多いんで、これは重大事件にも繋がるが多々ありますから、その辺はまた今後も含めてちょっと考えていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので安全対策課の皆さんご苦労さまでございました。

退席いただいて結構です。

（安全対策課退室）

---

○委員長（土屋忠和委員長） これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例及び大綱白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号、大綱白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第16号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号、大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第17号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第21号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第22号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第23号、大網白里市入札監視委員会条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第23号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第24号、大網白里市犯罪被害者等支援条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第24号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第26号、契約の締結について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、議案第26号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された、陳情及び議案の審査を終了いたします。

---

◎その他

○委員長（土屋忠和委員長） 次にその他ですが、皆様から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後2時57分）